

草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集に関する質疑回答

No	分類	ページ	項目	質問内容	回答
1	募集要項	7	7 草津市が支払う指定管理料について	「7 草津市が支払う指定管理料」において、修繕料700千円、備品購入費500千円、草津駅前地下駐車場駐車券購入費520千円は実績精算とされていますが、これら以外の維持管理経費（光熱水費、委託費等）について、物価高騰や急激なインフレ等により予期せぬ大幅な増加が生じた場合、指定管理料の増額協議または補正の対象となる余地はありますでしょうか。	指定管理料のうち修繕料、備品購入費および草津駅前地下駐車場駐車券購入費についてはそれぞれ精算項目としております。また、賃金水準の大幅な変動に伴う人件費の増加については、賃金スライド制度を導入しております。その他の項目については、リスク分担表のとおり、原則として物価変動・金利変動は指定管理者の負担となります。 なお、指定管理期間中に物価等の大幅な変動により指定管理業務が影響を受ける場合については、指定管理者からの協議を制限するものではありません。